

明治20年代における「和文」を規範的文体 とした文法教科書の検討

森 田 真 吾*

A Study of Japanese Grammar Textbook
modeled on Classical Style in the Meiji Era

Shingo MORITA

本稿では、我が国における文法教育の歴史のうち、特に明治20年代前半における文法教育の特質を明らかにすることを目的として、「和文」を規範的文体とした文法教科書に注目し、その検討を行った。

明治20年代前半を中心に編纂された「和文」を規範的文体とした文法教科書は、修辭的要素を多分に含んだ文論的内容を有していた。それは、和文・和歌に示されている「正しい」語格・文法を知らしめ、それを積極的に文章表現に活かすという当時における文法教育の目標観を反映したものであった。しかし、そうした修辭的要素を含んだ文論的内容は、その後の文法教科書に受け継がれていない。その要因として、それが和歌に焦点づけられた内容となっており、和歌と散文との文法が峻別されるようになった結果、その後の文法教育が散文である「普通文」を重視して行われるようになったためであることを論じた。

1. はじめに

明治期における文法教育の歴史が議論される際、これまで常に注目されてきた問題は、大槻文彦の編纂した『広日本文典』（吉川半七、明治30）が果たした役割ならびに文法教育史上の位置づけについてである。『広日本文典』が当時の文法教育に対して多大な影響を及ぼしたことに關しては、多くの研究者が言及してきたところである^①。それを端的にまとめるならば、『広日本文典』の編纂により、我が国の文法教育はその内容に関する一典型を獲得するに至ったということになるであろう。

*千葉大学

ところで、大槻文彦は『広日本文典』を編纂した目的について、その「自拔」で次のように述べている。

余が言海を発刊し、その巻首に、語法指南を掲げて世に出し、は、実に、明治二十二年五月なりき。此頃よりして、文典といふ書、俄に世に出で来て、今は、ほとんど二三十種にも及びぬべし、その十に六七までは、靡然として語法指南の立案に従ひて、書中の文句は諸書に、剥ぎ去られ、切り取られて、全篇、完膚なきまでにいたりぬ。こは、余が榮譽にて、心嬉しく思ふ所にはあれど、書中の誤謬をも、誤謬のまゝに取られしが多きには、心、瞿然たらずはあらず、俗に将棋倒しといふことのやうにて、後進をあやまりしは、気の毒の至りにて、慎みても慎むべきは、著作にこそ、とも思ひなりぬ。この篇とても、固より誤謬なきにはあらず、但、かれ、これよりよけむ、とも思へば、斯道の一助にもとて発行するなり。⁹⁾

これによると、大槻が『広日本文典』を編纂した目的は、自身が明治22年に刊行した『語法指南』の他の文典への影響を考慮し、その中にある誤謬を訂正し、自身の説を増補する点にあったということになる。そして、この大槻において注目すべきは、『語法指南』刊行以降、明治20年代においてはすでに文法教科書の編纂が盛んに行われていたという事実と、それらの「立案」（内容構成）に対して『語法指南』が大きな影響を与えていたという事実を指摘できる点である。

従来の文法教育史研究における明治20年代の文法教育に対する評価は、大槻文彦の業績を中心とし、『語法指南』から『広日本文典』の編纂に至るまでの過渡期的な位置づけが行われている感は否めない。しかし、そのような評価の影に隠れ、これまで十分に検討がなされていなかったのが、先に引用した大槻の言葉にある「俄に世に出で来」た「二三十種にも及ぶ」文法教科書についてである。それらの検討を行うことは、次のような意味において文法教育史研究上、重要なポイントの一つとなる。

明治20年代に編纂された文法教科書には、『語法指南』で示されていなかった「文論」¹⁰⁾に関する記述が多く取り上げられている。『語法指南』の文法教育史における位置づけについては、筆者も検討を行った¹¹⁾。そこでも述べたことであるが、『語法指南』で示された語論（品詞論）が、当時の文法教育に影響を与えたことは事実であると思われる。ただし、「辞書活用に資する」ために編纂された『語法指南』には、文論が取り上げられていない。明治30年における大槻文彦『広日本文

典』刊行以降、文法教科書の中で広く文論的内容が示されるようになったことを考え合わせるならば、明治20年代は、語論（品詞論）的内容とともに、その後の文法教育における主要な教育内容の一部門となった文論的内容の生成期であったと位置づけることが出来る。

こうした視点から、明治20年代の文法教科書で扱われている文論的内容を検討してみると、そこには幾つかのバリエーションが存在することが分かる。それらが『広日本文典』の編纂によって一つの形に収束していくのである。本稿においては、そうしたバリエーションの一つを示していると思われる「和文」を規範的文体とした文法教科書の検討を行う。

「和文」を規範的文体とした文法教科書は、明治20年代前半に多く編纂された教科書であり、端的に言うのであれば、そこで示されている文論的内容は、後の文法教科書における文論にほとんど受け継がれていない。筆者はこの事実に注目する。この事実は、明治20年代における文法教育の目標観の推移を示すものであると思われる。そこで本稿においては、「和文」を規範的文体とする文法教科書の文論的内容を検討しつつ、当時求められていた文法教育の目標について論じる。そして、そうした内容がその後の文法教育にほとんど影響を与えなかった理由を考察し、明治20年代における文法教育の目標観の推移について論じる。

2. 「和文」を規範的文体とした文法教科書の編纂

2-1. 「規範的文体」に注目した文法教科書の分類

明治20年代に編纂された文法教科書における文論的内容のバリエーションは、当時の一般における文体状況、ならびに中学校国語科教育状況の有り様を如実に反映している。

本節では、明治20年代における一般の文体状況ならびに中学校国語科教育状況をふまえつつ、それが文法教科書の文論的内容にどう影響を与えていたのかという点について考察を加え、それに基づいて当時編纂された文法教科書の分類枠組みを設定する。そして、その分類の一つに挙げられる「和文」を規範的文体とした文法教科書が明治20年代前半に多く編纂された背景について考察を加える。

まず、明治20年代における一般の文体状況についてであるが、それに関して注目すべきトピックは、明治20年代前半における「言文一致運動」の一時的な衰退である。

山本正秀『近代文体の史的発生』（岩波書店、昭和40）によると、明治20年代初頭は、「言文一致第一自覚期」の後半であると位置づけられている。山本は次のように述べる。

（言文一致運動の）第二期（明治17～明治22）は、いわゆる鹿鳴館時代に当たり、当時の欧化万能・諸物改良の時流を背景に、言文一致運動が大いに振るい、主張に実行に活況を呈したのであって、第一自覚期と呼びたい。⁶⁵

明治10年代後半から20年代にかけては、三宅米吉『ぶんのかきかたにつきて』（明治17）に代表される言文一致論や、二葉亭四迷・山田美妙らによる言文一致体小説などが数多く著されている。しかし、明治22年以降、言文一致に対する熱の高まりは一旦沈静化する。それについて、山本は次のように指摘する。

第二期には約三〇名もの言文一致小説者を出して、小説界に言文一致時代を現出したが、その言文一致文の多くは、蕪雑な俗語をそのままに書いて洗練が足らず文章として未熟だったこと、また一般の文章観がなお保守的・貴族的だったために俗だ下品だと非難を浴びたこと、他方あまりに急進的だった欧化主義の反動として明治二一、二年頃から起こった国粹保存の思潮と運動の強いあおりを食ったことなど、以上の諸原因から次第に文章彫塑の聲が高まり、また諸種の非言文一致の新文体模索が始まって、そのため言文一致は急激に下火になった。⁶⁶

言文一致運動が下火になった原因として、「言文一致文そのものの蕪雑さ・未熟さ」「保守的・貴族的な文章観」「欧化主義の反動としての国粹保存思潮の高まり」があったというのである。その結果、「非言文一致の新文体模索」が始まったと山本は述べている。すなわち、本稿で筆者が取り上げる明治20年代という時期は、明治初頭より謳われてきた欧化主義に対する一種の反動として国粹主義が台頭し、言文一致運動が一時的に衰退することによって、規範とすべき文体について改めて考え直された時期であるとみなすことができる。

そして、こうした一般の言語状況を承け、明治20年代前半における中学校国語教育においても、学習者が学ぶべき文体としてどのようなものを採用するのが適切であるのかということが問題となっていたと考えられる。それに関して、三宅米吉は次のように述べている。

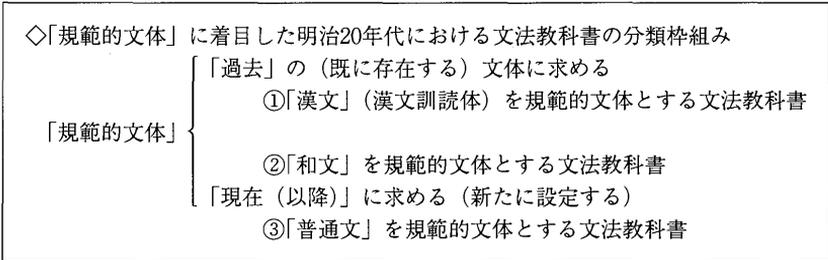
近キ頃マデハ、文章トイヘバ、漢文カ和文ニアラネバナラヌコトトシテ、中学以上ノ作文科ニテハ漢文又ハ和文ヲ作ラセ、小学校ニテモ高等科ニテハ、

漢文ヲ讀マセ又作ラセタル程ノコトナリ。(略) 故ニ今日トテモ猶作文ノ稽古ニ普通ノ仮名交ジリノ文ヲノミ作ラスルコトヲ好マヌ学校教師多カラン。⁷⁾
(下線は引用者)

この三宅の記述から、それまでの中学校国語教育の中で重視されてきたのは「漢文」「和文」であり、その傾向は明治20年代初頭まで続いていたという点を読み取ることができる。そして、作文の教育を行うにあたって、従来の教育内容である「漢文」「和文」の教育を重視し、当時、国語科における教育内容として重視され始めていた「普通ノ仮名交ジリ文」(「普通文」⁸⁾) だけを作らせることを好んでいない教師が多かったことを三宅は指摘している。

この指摘からも明らかなように、明治20年代初頭の中学校国語科教育においては、どのような文章を書かせ、読ませるべきなのかという点について、従来の中学校教育の中で重視されていた「漢文」「和文」をそのまま継承するのか、あるいは、「普通文」を新しく教育内容としていくのかという点をめぐって、教育内容とすべき文体観が一定していなかったのである。先に見た当時の文体状況との関連から言えば、当時において、言文一致文を教育内容として採用しようとする動きはほとんどみられない。

以上の事実をふまえ、明治20年代における文法教育の歴史を振り返ってみると、こうした一般の文体状況の動揺や国語教育における教育内容の併存が、文法教科書の記述(特にその文体との関わり)に対して大きな影響を与えていたという点が明らかになる。文法が説明される際には、かならず、それと対応する形で、その文法の説明を反映した文体というものが想定される(それを「規範的文体」⁹⁾とする)。明治20年代に編纂された文法教科書は、先に述べた「漢文」「和文」「普通文」のいずれを規範的文体として重視するのかによって、文論的内容を大きく三つに分類することができるのである。それをまとめると次のようになる。



これらのうち、特に明治20年代前半を中心に編纂が行われているのが、「②「和文」を規範的文体とする文法教科書」である。

2-2. 「和文」を規範的文体とした文法教科書編纂の背景

「和文」というのは、当時一般の文章の規範であった「漢文体」の文章でなく、また西洋文法の枠組みをもとに構築された翻訳文体でもない、我が国で、従来用いられてきた長い歴史をもつ文章のことである⁽⁴⁰⁾。現代的な観点からすれば、「古文」と称して差し支えないものである。

「規範的文体」として和文を重視している文法教科書は、我が国において古くから用いられてきた和文・和歌などを直接的に引用することによって文法事項を説明しようとしている。この和文・和歌からの直接的な引用が多く見られる点が「和文」を規範的文体とする文法教科書の特徴の一つである。

こうした文法教科書が明治20年代前半を中心に編纂された背景には、当時における「和文の再評価」があったと思われる。これは、先に述べた言文一致運動の一時的な衰退による「非言文一致文」の模索という問題とも関連していることは言うまでもない。また、明治23年より刊行を開始した博文館『日本文学全書』が、一般の人々に対して古典文学を身近な存在にしたという事実とも関連している。ただし、文法教育という文脈において、それ以上に重要なのは、西洋の文法研究を受容し模倣しながら行われてきた明治期初頭以来の文法研究に対して、当時、国学の流れを引く文法研究を再評価しようとする動きが高まっていたという点である。それに関して、井上敏夫は次のように述べている。

明治十年代末から二十年代初めにかけて、前期の西洋心酔的傾向に対する反動として、国粹的傾向がたかまり、和文や漢文が国語教材として重視されるにいたった。これとともに国学者の側からする文法研究がさかんになり、この趨勢は文法教育にも影響を及ぼした。⁽⁴¹⁾

ここで、井上の言う「国学者の側からする文法研究」の隆盛は、明治13年に文部省に提出された加藤弘之の意見書に基づきつつ明治15年に帝国大学内に設置された古典講習科の存在が大きく影響している。古典講習科は「本朝歴世の事実、制度の沿革、古今言詞の変遷を明かにすること」⁽⁴²⁾を目的として設置された。そして、明治20年代前半は、その第1回の卒業生が世に出た時期とほぼ重なる。明治20年代前半の文法研究は、こうした古典講習科出身の研究者がリードしていた。彼らを中心として「和文」を規範的文体とした文法教科書は編纂されるのである。

3. 落合直文・小中村義象『中等教育日本文典』の検討

「和文」を重視した文法教科書の代表的なものとして、落合直文・小中村義象『中等教育日本文典』（博文館、明治23）が挙げられる。落合直文・小中村義象は、ともに古典講習科の卒業生であり、先に述べた博文館『日本文学全書』の編纂に関わった人物としても知られている。彼らの編纂した『中等教育日本文典』は、当時広く使用された文法教科書の一つであると評価されている⁽¹³⁾。本節では、『中等教育日本文典』における文論的内容の検討を中心に、「和文」を規範的文体とした文法教科書に設定されていた教育目標の内実を明らかにする。

3-1. 文論的内容における修辭的要素

『中等教育日本文典』の「緒言」には、その編纂意図が、次のように示されている。

わが国文典に関したる、先輩の著書古来甚だ多し。されど、その著述の体裁等にいたりては、甚だ煩雑なるものにして、一方にはきはめて密に、一方にはきはめて疎なるもの、またその分類にいたりても、声音に関するもの、言語に関するもの、文章に関するもの、悉く混同散乱して、専門の学者にあらざれば、解しうること容易ならず。反言すれば、在来の文典書は多くは学者間に用らるべきものにして、普通応用を目的として著されたるもの、すくなし。この著、普く先輩の著書を收拾し、撰択分配、つとめて。その弊を脱せむことを目的とせり。（下線は引用者）（「緒言」p.1）

ここで言う「先輩」とは、江戸期国学者を指している。それは、本書冒頭に掲げられている「語学系統」において、僧契沖、谷川士清、富士谷成章、本居宣長、本居春庭などの業績が説明されている点から明らかである。そして、そうした国学者による文法研究の問題点として、内容が「煩雑」であり理解するのが容易でない点と、「一方にはきはめて密に、一方にはきはめて疎なるもの……」とあるように、それぞれの文法研究が特定部門に偏っている点が挙げられている。それらを克服するため、『中等教育日本文典』は、従来の国学における文法研究の成果を整理しまとめる形で内容を提示し、「普通応用」を目指した内容の編成が心がけられている。

では、このような意図をもって編纂された『中等教育日本文典』における文論的内容についてであるが、本書では「文」が「句（※引用者注 種々の言語の集合）の集合より成り立つもの」（p. 299）であると定義されており、その「排列」

を正しく行うことによって「文」が正しく組織されると説明されている。こうした説明は、その後の文法教科書の中にも散見されるが、本書において特徴的であるのは文の組織法に関する記述である。ここにおいては、それが次の九種にまとめられている。

係結法……係といふハ、上にありて、事物をいひ起す助辞なり。結といふハ、上の係をいひ結ぶことばなり。(p.301)

跨統法……跨統法とハ、語、又ハ、意を、直に、次の語につゞけずして、中間にある語をまたぎて、下につゞくる法なり。(p.333)

反転法……反転法とハ、句を結びはてずて、その意を、上にかへす法なり。(p.338)

省略法……省略法とハ、句を簡略になさむがため、語を略く方法にして、そのはぶきたるところハ、いづれも、普通言語の接続上に、たがひたるものにして、よく前後を味ひ、そのはぶきたる語の意を、含ませて見るときハ、意義も、接続も、明瞭となるなり。(p.346)

対語法……対語法とハ、その語のさま、物の左右にならびたるがごとく、詞を正しく排列する法なり。(p.358)

疊語法……疊語法とハ、物を上下にたみ上げたるとく、語をとゝのへて、排列する法なり。(p.360)

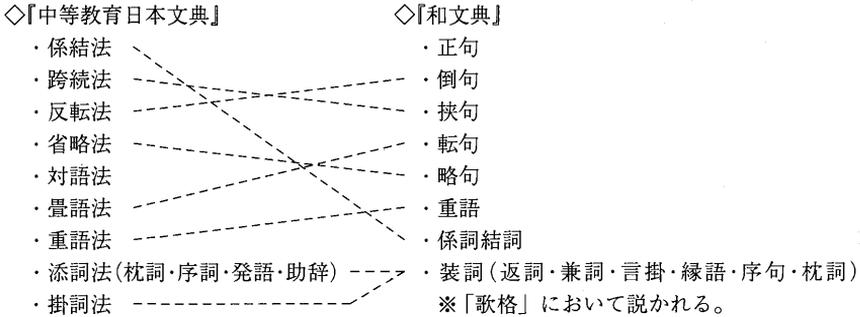
重語法……重語法とハ、同じ語の二つ以上、重なりたる時、他の普通なる語を、省きて、その意を含ませ、句を簡略にする法なり。(p.362)

添詞法……添詞法とハ、句或ハ言語を裝飾し、又ハ、強めむかために、詞を添ふる方法にして、我国文章の特有するところなり。(p.366)

懸詞法……懸詞法とハ、言ひあらはさむとする詞を、物名、又ハ、所の名などの、その詞と音相通したるものにかけて、いふなり。こハ、文章上、一種の裝飾法にして、また、我国歌文の特有するところのものなり。(pp.372-373)

『中等教育日本文典』における文論的内容はこれらの説明が中心となっており、「主語」「述語」などの「文の成分」、すなわち、構文論的な内容についての説明はまったく見られず、そのほとんどが以上のような修辭的な要素についての説明である。たとえば、上記「反転法」は現在で言うところの「倒置法」であり、「対語法」は現在の「対句法」に相当する。そして、ここで留意すべきは、こうした文論的内容記述が『中等教育日本文典』のみならず、「和文」を規範的文体とした文法教科書の中で広く示されていたと考えられる点である。『中等教育日本文典』同様、「和文」を規範的文体とした文法教科書として、大和田建樹『和文典』（中央堂書店、明治24）を挙げることができるが、両者に示された文論的内容は非常に似通っている。参考として、以下に両者の文論的内容の対照を示す。術語や内容

の提示順に若干の相違が見られるものの、両者の内容はほぼ対応している⁽⁴⁾。



以上の事実から、「和文」を規範的文体とする文法教科書が多く編纂された明治20年代前半においては、文論的内容が修辭的な要素を多分に含んだものであると捉えられながら学習者に示されていたものと考えられる。

3-2. 教育目標における「表現」と「解釈」との関連

では、次に問題とすべきは、このような内容を示すことによって達成される教育目標が、どのようなものとして想定されていたのかという点である。

『中等教育日本文典』には、「思想を正しくあらはさんとせんには、先づ言語の配列を誤らざるやう、注意すべきなり」(p.299)とあり、「文法」を学ぶ目的は、思想表現を正しく行うことができるようにする点にあるとしている。なお、この場合の「表現」とは、主に「文章表現」を指しているものと思われる。それに関して『中等教育日本文典』の編纂者の一人である落合直文は、別の論考において次のように述べている。

「豈夫れ然らんや、然り而して」の文は頑固なり。「でせう、ですが」の文は野卑なり。「アツタベク、ツ」の文は輕薄なり。我国文としては共にのぞみなきものならむ。「鎮兵薩兵うちまじりドンドンヂャカヂャカ」の歌は乱暴なり。「進めや進め諸共に」の歌は殺風景なり。「^{フージフージ}ラー富士富士」の歌は俗なり。我国詩として共にのぞみなきものならむ。「はべる、こそけれ」にあらざれば文にあらず、三十一文字にあらざれば詩にあらずといふはもとより非なり。されど「はべる、こそけれ」は文にあらず、三十一文字は詩にあらずといふにいたりては、いよいよ非なり。文をものせんとするには国文を講究せざるべからず。詩をものせんとするには国詩を講究せざるべからず。その講究せ

ざるか、何を以て文語文法をしるを得べき。⁽⁴⁵⁾

落合は、当時一般の文体状況に鑑み、文を書くには「国文（和文）」を「講究」する必要があり、歌を詠むには「国詩（和歌）」を「講究」せざるを得ないと主張している。ここで落合は「講究」という言葉を使用しているが、和文・和歌に対する深い造詣を有していなければ、文章も歌も作るができないとするのである。落合直文は、当時、「和文を基調とした新文体」を提唱し、それによって当時の文体状況を整備すべきだという考えを持っていた⁽⁴⁶⁾。つまり、和文や和歌に示されているのが「正しい」語格・文法であり、それによって現代の文章を律していく必要があると考えていたのである。そして、ここでさらに重要な点は、和文・和歌の語格に則った文章を書くために、まずは和文・和歌が「読める（解釈できる）」必要があると落合が考えていた点である。それに関して、落合は次のように述べている。

文をかゝんと欲せば古文を読むべし。歌をよまんと欲せば古歌を読むべし。古文を知らず、古歌を知らず、みだりにもものせんとするはあやまりなり。源氏物語もしらず、古今集もしらず。文を論じ歌を論ずるは実に片腹いたし、……⁽⁴⁷⁾

こうした主張は、当時「和文」を重視して教育を行おうとしていた人々のことばの中にも散見される。たとえば、羽山尚徳『普通教育和文初学』（松村九兵衛、明治24）には、次のようにある。

文章を学ばんとするには、古人の作れる正しき文を頻りに読習ふがよし。再三習熟すれば、自然の節奏といひて、其の語路我が口に騰りて自ら筆を操り書くに臨み、文勢なだらかに安々と綴り做すことを得らるゝものなり⁽⁴⁸⁾

ここで羽山は、文章を学ぶには「古人の作れる正しき文を頻りに読習ふ」ことが大切であるとしている。ただし、和文・和歌を多く読めば、おのずと文章力が高まる（「自然の節奏」）としている羽山の主張と、落合の主張とは一線を画すものと思われる。落合は、和文・和歌をただ単に読むことが、おのずと文章表現力に転移するという立場を取らない。和文・和歌の内容を「解釈」し、そこにおける文の組み立てや修辞上の工夫に自覚的に気づくことによって、それを積極的に自身の文章表現に活かしていくことを求めたのである。それを可能とするために「文法」は教えられるべきであると落合は考えていたと筆者は考える。本稿で取り上げた『中等教育日本文典』における文論的内容は、修辞的要素が多分に含まれ

ているが、それは落合のこうした主張を反映してのものであったと思われる。

4. 修辭的要素を含んだ文論的内容が継承されなかった原因

以上、ここまでは、「和文」を規範的文体とした文法教科書として、落合直文・小中村義象『中等教育日本文典』を中心的に取り上げ、その文論的内容に対して検討を加えつつ、その教育目標について考察を加えてきた。明治20年代前半を中心として編纂された「和文」を規範的文体とした文法教科書は、修辭的要素を多分に含んだ文論的内容を有していたわけであるが、それは、従来行われてきた和文・和歌を解釈し、そこに示されている「正しい」語格・文法を知らしめ、それを積極的に文章表現に活かすという文法教育における目標を反映したものであったと考えられる。

しかし、「和文」を規範的文体とする文法教科書が有していた文論的内容は、その後の文法教科書には、ほとんど取り入れられていない。

その原因として、文論的内容を説明するために示された用例の採用方法に問題があったと思われる。

「和文」を規範的文体とした文法教科書の特徴として、和文・和歌などを直接引用しつつ文法事項を説明しようとしている点が挙げられることは先に触れたが、本稿で取り上げた『中等教育日本文典』においても、その全編を通して数多くの古典文学の文章・和歌から用例が引かれている。そのうち、もっとも多いのは、「神皇正統記」からの引用で58例。続いて、「古今集」から49例、そして「万葉集」の34例と続く。このように、単に引用数だけを比較してみると、『中等教育日本文典』においては、和文・和歌ともにバランスよく用例が採用されているように見える。しかし、文論的内容のみに限定してみると、その用例は、ほとんど和歌からの引用となっているのである。

『中等教育日本文典』の「緒言」では、用例の採用について次のように述べている。

書中用例は、きはめて、解し易きを欲したれば、おもに神皇正統記の文を引けり。そは、正統記は、現行行はるゝ仮名文に比して、大なる差なく、かつ語格も正しければなり。されど。文章の組立に關したる例証、または古言の例証等は、おほく歌にとれり。そは古言のごとき、歌に存したるものおほく、かつ歌は文章に比して、変化おほく、文章の組立を知るに甚だ便利なれ

ばなり。(「緒言」 pp. 3-4)

これによると、『中等教育日本文典』では、主に「神皇正統記」から引用しているが、「文章の組立」を説明するにあたっては、多くの和歌を採用している。その理由として、「古言」の用法が和歌の中に存在している点と、倒置や省略といった「変化」が和歌には多く含まれており、「文章の組立」を説明するのに適している点を挙げている。すなわち、『中等教育日本文典』においては、これまで行われてきた「正しい」語格・文法がどれほど保存されているか、あるいは、教科書中に設定されている文論的内容を説明するための利便性をどれほど有しているかという点が優先されて用例の採用が行われていたことになる⁹⁹。

しかし、『中等教育日本文典』における文論的内容のうち、ほとんどの用例が和歌から取られていたという事実は、「和文」を重視した文法教科書における文論的内容が、一種の「歌論」であったと見なすことを可能とする。教育目標の中心が「文章表現に資する」点にあったことをふまえるならば、それほどまでに、当時の文章表現における「詠歌」の位置づけは大きかったとも考えられる。ただし、明治20年代の後半から30年代にかけての文法教育では、「和歌」と「散文」の峻別が行われるようになっていく。明治30年に刊行された『広日本文典 別記』の中で、大槻文彦は次のように述べている。

和歌は、限ある字句の中に、限なき意を述べべき事もありて、言外に余意を聞かする作例も出で、随ひて言ひさして余韻に付し、語句を略したる多し。(甚しきは、所謂、「心あまりて、詞足らず、」の難を受くるあるに至る。)又歌ふに、調を取る方よりして、法外に馳騁すること、なきにしもあらず。又、歌詞とて散文には用いぬ語格などもあるなり。されば、和歌と散文とには、法格の相異なる所少からず、猶、漢文と詩とに、調格の相異なる所あるがごとし。普通文法は、宗と、散文に就きていふものなれば、深く和歌のことをば言はず、度外に置きたるあり、和歌には、別に、自ら、其学あるべきなり。¹⁰⁰

明治20年後半から30年にかけて、文法教育で扱うべき文論的内容は「散文」を対象にすべきであるとされるようになるのである。その結果、明治20年代前半に志向されていた文論的内容は、その後の文法教科書にほとんど取り入れられなかったのである。そして、その要求に応えるべく編纂されるようになるのが「普通文」を重視した文法教科書ということになる。

5. 本稿のまとめ

以上、本稿においては、従来の文法教育史研究の中で過渡期的に扱われてきた明治20年代に注目し、特に明治20年代前半を中心に編纂されていた「和文」を規範的文体とする文法教科書の文論的内容について検討を行った。

明治20年代の中学校国語教育においては、どのような文体を学習者に示すことが教育内容として適切であるのかという点が問題となった。それまでの教育の中で重視されてきた「漢文」「和文」と、明治20年代に新しく起こった「普通文」のいずれに重点の置かれた教育が行われるべきか模索されたのである。これら教育内容の併存（特に「和文」と「普通文」の併存）は、文法教科書の記述にも影響を与えていたものと考えられる。文法が説明される際には、その文法を適用した文体（「規範的文体」）が想定される。明治20年代に編纂された文法教科書は、各編纂者の「規範的文体」観の相違によって「文論」の内容が異なっている。

明治20年代前半を中心に編纂された「和文」を規範的文体とする文法教科書は、和文・和歌からの引用に基づいて用例を示し文法事項の説明を行うという特徴を持っている。そして、そこにおける文論的内容は、「係結法」「反転法」（倒置）などの修辭的技法を中心に説明が行われていた。ここで重要な点は、文章表現能力を養うためには、まず「読める（解釈できる）」ことが前提にされているという点である。「和文」を重視しつつ、それを教育に反映させようとする主張は、教育の場面に応用されようとした場合、「古文」の解釈をも併せ持ったものとして教育現場に浸透していったものと考えられる。古文解釈は、現在においても文法教育の主要目標の一つに挙げられるが、明治20年代におけるこうした文法教科書の存在が、文法教育に古文解釈という目標を付与するために果たした役割は大きかったものと思われる。

ただし、「和文」を規範的文体とした文法教科書は、明治20年代後半には全くみられなくなる。それは明治20年代後半における「和歌」と「散文」との峻別にもなって、「散文」のための文論的内容が新たに組織されるようになったためである。そこにおける「散文」とは、「普通文」のことを指す。その結果、明治20年代後半から数多く編纂されるようになるのが「普通文」を規範的文体とした文法教科書ということになるのである。

「普通文」を規範的文体とした文法教科書である『日本中文典』（金港堂、明治24）を編纂した高津鉄三郎は、明治20年代半ばにおける中学校国語教育の現状を

次のように分析し、自身の国語教育観を披瀝している。

国語という名称は、尋常中学校、及び尋常師範学校の、学科の中に始めて現
れる。されば、爰にて国語といふものは、小学校に於ける、読書、作文等の
科目を一層拡張したるものと知るべし。然れども、中学校、師範学校にては、
もとより普通学科の一として課するものなれば、その趣旨精神に至りては、
小学校に於ける読書、作文、習字等と大差あるべからず。即ち高尚に走らず、
迂遠に陥らずして、能く実用に適せしめむことを主とせざるべからず。然る
に、数年来、国語の呼び声高くして、師範学校に中学校に、これをその学科
に加へざるはなく、古書の刊行、古文古歌の流行、その影響として現はれたり。
あ、これ如何なる現象ぞや。国の教育の為に喜ぶべきか。はたまた憂ふ
べきか。余ハ、この有様を觀て、一ハ喜び、一ハ憂ふ。喜ぶは、世人が国語
の講究に心を傾けたることなり。憂ふるハ、国語の講究の茲に終らんこと
なり。それ、古書を読み、古文を綴り、古歌を作るも、国語の研究に非ずとい
ふことなし。これ余が喜ぶ所以なり、されど、こはたゞ或る時代の国語を研
究するのみにして、学問として価値あるべけれど、実用といふ点に於いてハ
如何ぞや。余ハ、その高尚にして、実用に遠ざかれることを知る。⁽²⁾

高津は、当時において「古書を読み、古文を綴り、古歌を作る」ことは学問上
(研究上)の価値は高いが、それを教育の文脈において求めるべきではないとす
る。すなわち、「高尚に走らず、迂遠に陥らずして、能く実用に適せしめむ」こ
とを中学校(および師範学校)における国語教育の本務としているのである。明治
20年代後半の文法教育は、こうした目標観を背景に展開することとなるが、そ
こで示された「普通文」のための文法教科書の検討については、今後の課題とする。

註

- (1) たとえば、井上敏夫「文法教育の変遷」、『続日本文法講座 4 指導編』、明治書院、昭和33など
- (2) 大槻文彦「広日本文典 別記」、吉川半七、明治30、「自跋」p.4
- (3) この時期の教科文典の記述においては、「文」と「文章」とが同一のものとして扱わ
れている場合が多いが、ここで示されるのはすべて「文」についてである。
- (4) 拙稿「明治二〇年代における文法教授の定着—大槻文彦『語法指南』の再評価—」、
全国大学国語教育学会編『国語科教育』第47集、平成12.3 参照
- (5) 山本正秀『近代文体発生の史的的研究』、岩波書店、昭和40、p.38

- (6) 山本正秀 前掲書 pp.45-46
- (7) 三宅米吉「言文一致ノ論」、『文』第10号, 明治21.9 (ただし引用は, 山本正秀 前掲書 p.686)
- (8) 「普通文」について, 森岡健二は「明治二十年代に新しく起こった論説・評論などの文章に対する呼称で, これは明治の末 (あるいは大正) まで広く行われた。」(森岡健二『近代語の成立 文体編』, 明治書院, 平成3, p.24) と指摘する。ここで森岡は「普通文」が「明治二十年代に新しく起こった」としているが, 「普通仮名交ジリ文」はそれ以前から存在する。厳密に言うならば, 「普通文」という文体を規範とすべきか否かの議論が明治20年代初頭に活発化し, それを教育の文脈にどのように位置づけるかが問題となるのである (たとえば, 西邨貞「普通文ノ前途」, 『大日本教育界教育会雑誌』71号, 明治21.1 など)
- (9) 林巨樹「明治普通文」, 『国語と国文学』65 (11), 昭和63.11, p.124 参照
- (10) 文体の分類については, 森岡健二『近代語の成立 文体編』, 明治書院, 平成3 を参照。
- (11) 井上敏夫「文法教育の変遷」, 『続日本文法講座 4 指導編』, 明治書院, 昭和33, p.31
- (12) 福井久蔵『増訂日本文法史』, 風間書房, 昭和9, p.211
- (13) 当時実際に学校教育において示されていた文法教科書については, 芳賀矢一による次の指摘がある。
例へば落合小中村両氏の日本文典, 関根氏の国語学或は高津氏の日本中文典, 或は大槻氏の語法指南などが今日各地方に最も多く用いられている文典で, (以下略)
(芳賀矢一「品詞に就きて」, 『大日本教育会雑誌』, 明治29.8, p.55)
- (14) 両者に先立って編纂された権田直助『国文学柱』(明治18)は, ここで示された内容と極めて酷似した文の説明を行っている (福井久蔵『増訂日本文法史』参照)。ただし, この書については, 筆者未見。
- (15) 落合直文「国国詩を論じて世の文学者に望む」, 『日本評論』, 明治23.5 (ただし引用は, 『明治文学全集11 落合直文・上田万年・芳賀矢一・藤岡作太郎集』p.12による。)
- (16) 『明治文学全集11 落合直文・上田万年・芳賀矢一・藤岡作太郎集』における久松潜一「解題」p.422 参照
- (17) 落合直文「将来の国文」, 『国民之友』, 明治23.11-12 (※ただし引用は『明治文学全集11 落合直文・上田万年・芳賀矢一・藤岡作太郎集』p.17による。)
- (18) 羽山尚徳『普通教育和文初学』, 松村九兵衛, 明治24, 上巻 7丁ウ-8丁オ
- (19) 前節で取り上げた『和文典』も, 用例に関しては次のようにある。
此書ハ中等教育に用ふべき文典なれば, 例を多くは古文より出だせり。およぼしては古文を読み習はん用にもあつめしとてなり。
中にも, 短歌ハわづかの句に意のまとまりて, 前後の関係も分かりよく, 暗記しおかんにもたやすき事, 長文のひきぬきにまさるはるかなれば, つとめて多く例にひきた

り。

(緒言・1丁オ)

- (20) 大槻文彦『広日本文典 別記』, 吉川半七, 明治30, 「例言」 p. 3
- (21) 高津楯三郎「尋常師範学校及び尋常中学校に於ける国語並に其教授法に就いて」, 『国學院雑誌』, 明治28.6, pp. 1-2